

平成16年7月6日  
農 林 水 産 省

## G10閣僚会合の結果概要

### 1. G10閣僚会合の概要

ジュネーブでは、7月末の枠組み合意に向け、交渉が真に重要な局面にある中、7月5日、G10として食料輸入国の立場を枠組み合意の中に最大限反映させる最善のタイミングで、G10閣僚会合を開催。

#### (1) 出席国及び出席者

我が国より、亀井農林水産大臣が出席。各国からは、ダイス・スイス大統領兼経済大臣をはじめ閣僚7名が出席。出席者の一覧は別紙1のとおり。

#### (2) 閣僚会合の評価と意義

G10閣僚会合では、

1. G10各国が閣僚レベルで一堂に会し、今後のG10としての交渉の方針を議論し、確認したこと、
2. これをグローサー農業交渉グループ議長に直接伝え、意見交換したこと、
3. G10閣僚コミュニケという形で、他の加盟国・グループをはじめ、関係方面に改めてG10としての立場を明確に示すことができたこと、  
が極めて重要であったと評価。

特に、

1. 市場アクセスの実質的改善に当たって、各国のセンシティブ品目に配慮した十分な柔軟性を確保されるべき、
2. 輸出国側が、全ての形態の輸出補助金の撤廃等の改革に率先して取り組むなど、各国にとってバランスのとれた公平な結果がもたらされることが不可欠、  
というのがG10の共通の立場であり、その必要性を各方面に改めて幅広く浸透させる上で、今回の閣僚会議は大きな意義。

#### (3) 議論の概要

##### 1. 今後のプロセス

輸入国と輸出国、先進国と途上国との利害が錯綜する中で、コンセンサスを得るには、野心と柔軟性との適切なバランスを図ることが必要であり、議長主導の下で、異なる関心を有する加盟国の参加の確保及び透明性の確保が重要であることを強調。

##### 2. 枠組み合意に反映されるべき主張

枠組み合意に反映されるべき主張として、閣僚は、「柔軟性」と「バランス」が重要であることを強調しつつ、次の点を確認した。

- ・ 3分野の扱いは、野心と柔軟性の両面で、具体性及び明確性が同等であるべき。
- ・ そのバランスは、3分野の結果に基づき評価すべき。改革の負担は、輸入国・輸出国ともに、全加盟国が等しく担うべき。
- ・ 市場アクセスについては、階層方式を検討可能。その際、センシティブティに対処する柔軟性は、例外ではなく、パッケージの不可欠な部分（柔軟性ボックス）として位置付けることが必要。十分な割合のタリフラインの中で各加盟国が自由に選

択した品目に対し、UR方式のような十分な柔軟性を備えた関税削減のアプローチが適用されるべき。

- ・ 上限関税及び関税割当の義務的拡大は、各国の農業生産条件の差異を反映せず、また必要な柔軟性をもたらさないため、支持できない。
- ・ なお、公平でバランスのとれた結果を達成するためには、関税割当に関する約束はケースバイケースで議論する必要がある。
- ・ 特別セーフガードは、円滑な農業改革を促進するため、維持すべき。

### 3. 今後のG10の協力

7月末の枠組み合意に向けて、G10の結束及び他のグループや加盟国との継続的対話の必要性を再確認し、成功裏かつ相互に受入可能な交渉結果の達成に向け、閣僚レベル及び交渉官レベル双方でのG10加盟国同士の間での密接な協力を更に強化することに合意。

### 4. 閣僚コミュニケの採択

以上の議論を踏まえ、G10閣僚コミュニケ（別紙2）が採択された。

## 2. G10とグローサー議長との会談の概要

G10閣僚会合に引き続き、G10とグローサー議長との会談が開催されたところ、概要次のとおり。

(1) 冒頭、ダイス大統領からグローサー議長に対して、G10閣僚会議の議論の概要を説明。

(2) また、亀井農林水産大臣より、

1. 加盟国間の透明性とバランスの確保への尽力に感謝を表明しつつ、今後とも、食料輸入国の立場を代表するG10をはじめ、各国・各グループの公平な参加による交渉の運営を確保するよう要請するとともに、
2. ドーハ閣僚宣言に即して、現実的に、各国が受け入れ可能な枠組み合意を達成するためには、「柔軟性」と「バランス」が鍵であること、ドーハ閣僚宣言に明記されている非貿易的関心事項を枠組み合意の中で適切に位置づけることも必要であることを強調した。

(3) 以上に関して、グローサー議長は、

1. G10各国の立場は十分承知している、
2. 今回の閣僚コミュニケの内容は十分に精査したい、
3. G10を含め、各国・各グループが公平に参加したプロセスを引き続き確保していきたい  
旨述べた。

#### 【問い合わせ先】

大臣官房国際部国際経済課

橋本 03-3502-8111(内線6651)

03-3502-0897(直通)

## G10閣僚会合出席者リスト

(閣僚)

スイス(主催国)	ダイス大統領(兼経済相)
日本	亀井農林水産大臣
韓国	ホ・サンマン農林部長官
リヒテンシュタイン	ヴァルヒ外務大臣
モーリシャス	ブッダ農業・食品工学・自然資源大臣
ノルウェー	スポンハイム農業大臣
台湾	李金龍農業委員会主任委員

(閣僚以外)

ブルガリア	ジョージエフ在ジュネーブ大使
アイスランド	ヘルガソン農業省政務次官
イスラエル	シャロン外務省大使

## G10閣僚コミュニケの概要

1. G10加盟国の農業担当大臣及び高級事務レベルは、2004年7月5日、ジュネーブにおいて会合。閣僚は、WTO農業委員会特別会合の議長とも会談。閣僚は、有意義でバランスのとれた7月枠組み合意に貢献する意志を再確認。
2. 閣僚は、昨年9月のG10共同提案及び本年6月のG10共通ポジション等過去の貢献を基礎に、相互に受入可能な解決策に向け、他の加盟国及び議長との更なる密接な協議を決意。
3. 画一的なアプローチは成功裏な結果にはつながらず、ドーハ閣僚宣言の目標を達成するためには柔軟性とバランスが鍵。この関係で、閣僚は以下を強調。
  - G10加盟国は、高水準の輸入を通じて世界の農産物貿易の拡大に大いに貢献。
  - 農業の多様性を尊重することが必要。多様な農業の共存のためには、食料安全保障等非貿易的関心事項の反映が必要。これは全WTO加盟国共通の関心事項。
  - G10諸国は、これまでも自国の農業政策を不断に大幅に改革。
4. コンセンサスを得る唯一の方法は、野心と柔軟性との適切なバランスを図ることであり、議長主導下で、異なる関心を有する加盟国の参加の確保及び透明性の確保が重要。
5. 枠組の内容に関し、閣僚が強調したポイントは以下を含む。
  - 3分野の扱いは、野心と柔軟性の両面で、具体性及び明確性が同等であるべき。
  - 結果のバランスは、全3分野の結果に基づき評価すべき。改革の負担は、輸入国・輸出国ともに、全加盟国が同等に担うべき。実質的な市場アクセスの改善は、現実的かつ段階的な方法で達成すべき。
  - UR方式による関税削減は、実質的な市場アクセスの改善に貢献してきた。
  - センシティブティに対処する柔軟性は、例外ではなく、パッケージの不可欠な部分(柔軟性ボックス)として位置付けることが必要。十分な割合のタリフラインの中で各加盟国が自由に選択した品目に対し、UR方式のような十分な柔軟性を備えた関税削減のアプローチが適用されるべき。残りのタリフラインについては、階層方式も検討可。
  - 上限関税及び関税割当の義務的拡大は、必要な柔軟性をもたらさず、支持できない。
  - 公平でバランスのとれた結果を達成するためには、関税割当に関する約束はケースバイケースで議論する必要があると考えられる。
  - 特別セーフガードは、円滑な農業改革を促進するため、維持すべき。
6. 輸出競争及び国内支持の分野で期待される結果は、それ自体、市場アクセスの改善という意味も含め、農産物輸出国に対して大きな利益をもたらす。この点は、枠組みの全体的なバランスにおいて考慮されるべき。
7. G10共通ポジションで言及されている途上国の懸念、特に、特惠マージンの問題は、枠組み合意においても効果的かつ意味のある形で対処されるべき。
8. 閣僚は、G10の結束及び他のグループや加盟国との継続的対話の必要性を再確認。閣僚は、成功裏かつ相互に受入可能な交渉結果の達成に向け、閣僚レベル及び交渉官レベルでのG10加盟国同士の密接な協力を更に強化することに合意。